

考えれば、おのずと答えは明らかだと思います。

そもそもこういったところが、法テラスにやらせるのか、あるいはそもそも被害者参加人の自由な意思によるのであるから訴訟費用にはなじまないとか、そういった議論が出ることも、私は被害者参加人制度の趣旨にもとると考える次第です。この辺は私の意見として申し上げておきますが、できるだけ早急に制度の方向性をより良い方向にまとめていただいて、来年度からはしっかりと予算も付けて対応できるように体制を取っていただきたいと思っています。

そういった意味で、法務大臣、来年度に向けてこういった姿勢で臨まれるか、姿勢をお尋ねいたします。

○国務大臣(滝実君) 今委員が総合的に勘案して被害者の負担が軽くなるようにと、こういうことでこの制度の仕組みをつくり上げなければいけない、仰せのとおりだと思います。

○桜内文城君 次の質問に移ります。次は、非訟事件、特に家事事件につきまして、ちよつとやや抽象的な話になるんですけども、家庭裁判所の裁判官においてどれほどの裁量権の幅というか、裁判官の独立というものが与えられるべきなのか、あるいはそうでないのか、一定の制約がなされなくちゃいけないのかという話であります。

少し抽象的になりますので一定の事例引く必要もあろうかと思うんですけども、裁判官の独立、これはもう本当に憲法上の大原則でもありまして、御承知のとおり、憲法七十六条三項に「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」というふうにあります。これはもう、もちろん、その趣旨といえますか、司法権の執行に際して、まさに最後の正義の番人といえますか、よりどころとして裁判所が設置されている、そのこと。それからまた、判断が妙な政治的な、法に基づかない配慮とかそういったものがなされないようにと、それによって正しい、まさに正義を実現する判断

を裁判官が行っていくと、そのために裁判官の独立というものが定められているかと思うんですけども。

ただ、なかなか、やはり正義といいますが、特に家事事件の場合、家庭内の離婚ですとか子の監護権ですとか、そういうふうには法が、法といえますか国家権力が家庭の内部に介入していく話にもなるわけですね。ですので、実際、判例でもありますけれども、例えば裁判の公開というのが憲法上、八十二条で大原則として定められておりますけれども、非訟事件についてはこれが当てはまらないと、非公開でも結構と。そしてまた、手続面においても、職権探知ということで、当事者が主張しないものであっても裁判官がこれを証拠調べすることができると。

こういった手続等が定められているわけですけども、その際、やはり司法権の範囲というのが問題になってくるかと思えます。よく言われるところでは、これは学説上の概念ですけども、法の解釈、適用によって権利義務を確定して、それによって紛争を最終的に解決する。これはまさに正義に基づく判断がなされての話でありまして、こういった家事事件のように法の解釈、適用といたしましては、先ほど言いました裁判の公開についても、憲法上の例外として非訟事件というのが実際制度として存在しているわけですけども、質問としては、要は家庭裁判所の裁判官の独立がどの程度の範囲なのか。他の裁判官と同じ程度にまで全く制限されないものなのか、あるいは、事の性質に応じて一定程度制約といえますか、通常の行政機関であれば当然上級の指示、指導に基づいて行政を行っていくわけですけども、特にこういった後見的な、後見的というのは後ろで見るといふ方ですけども、家庭に対して介入を行っていく家庭裁判所の裁判官の独立の範囲についてどのようなお考えなのか、確認させていただきます。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、権利関係を、実体的な権利義務の存否の確定を目的とする訴訟手続につきましては、憲法上、公開、対審の保障ということの規定がございます。それに対して、一定の後見的な立場から裁量的にその権利義務関係を形成していく、そういった作用を営む非訟の手続についてはそういった保障は及ばないと、こういったふうに確かに違いのあるところではございます。しかしながら、委員御指摘のとおり、裁判官の職権行使の独立につきましては、その趣旨は裁判の公正を保つという観点で裁判官に対する干渉や圧力を排除すると、そういう趣旨の規定でありまして、家事事件につきましても、非訟の裁判とは申しましたも、裁判官による裁判という形を取っております以上、職権行使の独立の保障は当然にそこにも及んでおる、及ぶものだというふうに考えております。この点については、司法内部からの干渉の排除も当然含まれております。そういったふうに考えているところです。

○桜内文城君 そのようにお答えいただくかかと思っております。そのように問題提起しているかかと思っております。やはり特に離婚に際して、協議離婚に際して子の監護権、恐らくこれからまた、江田大臣のころにも質問させていただきましたが、ハーグ条約ですとか、その関係も出てくると思うんですけども、要は家庭裁判所の審判がどうもやや不当ではないかというふうに言われるケースが相当報道されていたりします。

どういふことかという、例えば、別に個別の事案についてここで言及するつもりはないんですけども、例えばドメスティック・バイオレンスを理由として離婚訴訟が、まあ訴訟といいますが、家事審判の申立てがなされて、その中に事実認定として実際DVがありましたと、ですから母親の方に監護権をというような審判がなされた例もあると聞かれています。

ただ、実際、じゃ、DVがあったのか否かというところで、私が聞いた、その報道もされておりますけれども、事例によれば、別途刑事事件として暴行罪あるいは傷害罪でしようけれども、告訴がなされて、実際に起訴もされて、裁判所に一旦行っただけけれども、実際には多分事実がなかったということだと思っております。取り下げられたと。にもかかわらず、家事審判においてはDVの事実が認定されてしまつて、子の監護権がその結果として認められなかったという事例もあるように聞きます。

これは一つの事例なので、それについてどういふ言うつもりはございませんけれども、やはり裁判官というのは法の解釈、適用の専門家であつたとしても、実際、こういった家事事件といいますが、人情の機微といえますか、家庭内のいさかきに対して、やはりこれは各家庭あるいは各個人によって考え方も大分違つてくるかと思つておられます。また、司法試験の問題からいっても、家族法ですとかほとんど出たためしがありませんし、そういった人情の機微にまさに後見的に裁判所が裁量権を持つて介入していく、こういった事例において、不当といえますか、事実認定も含めてやや不当と思われるような事例が生じているのではないかと、指摘もなされているわけです。

そういったときに、例えば、昨年、この法務委員会でも審議しました民法の改正において、子の利益というものを最大限に尊重して監護権の在り方等について判断しようという民法の改正も行われているんですけども、それを全く無視するかのようないや、自分は裁判官なんだからそんなの全然関係ないよと、国会でどんな議論があつたのか知らないよというふうには公言する家庭裁判所の裁判官もいたやにお聞きしております。そういった意味で、これも憲法上の学説上の話なので水掛け論になるかもしれないけれども、司法権の範囲というのを厳格に考えていくとすれば、こういった非訟事件というのが憲法八十二条の適用がないかのように、やはり家庭裁判所の裁

判官の裁量権の範囲というのおおのずと制約される部分があるのではないかと。

特に、法改正が行われた場合に、最高裁判所なりがしっかりと指導をして、こうこうこういう法改正があったのであるから、今後、家事事件についてはこれまでの、継続性の原則というふうに通常言われるらしいんですけども、まず子供を自分の手元に連れてきた親の方が監護権を得られる場合が多いと、実際、裁判例としては、まあ裁判審判例としては、こういった原則は、今後は、子の利益からすればそうじゃないんですけど、そうやってDVのうその申立てを、仮にです、したような親がむしろ得をするようなそういう審判がなされると、まさに裁判所に対する司法に対する信頼が損なわれるのではないかと。それを防ぐためにも、上級庁、例えば最高裁判所の事務局なりがしっかりと研修を行う、あるいは国会でどういった議論でこういうふうな法改正がなされたということ伝えていく、こういったことも必要だと思っておりますけれども、もちろん個々の裁判内容について介入していくというのはあつてはならないと思っております。一般的の意味で、しっかりと法改正の趣旨ですとか、これまでの裁判準則、例えば継続性の原則というのは今後は当たり前と思わないでくださいというふうな指導は必要だと思っておりますけれども、それ、今までのところ、裁判官の独立という名の下の何にも、まあ何もととは言いませんけれども、ほとんど強く言えていない。それで、一方で、不運のやからとありますが、裁判官は独立しているんだから文句言うなというふうな言っている裁判官もいるやに聞かれていますけれども、これこそ本当に、裁判官の独立じゃなくて、裁判官の独善に陥っているんじゃないかと思うわけですけれども、この点、どのようにお考えになるのか、お尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理人(豊澤佳弘君) 委員の御指摘のような報道等がなされているという事は承知いたしております。

法改正等が行われた場合、新たな定められた法

律の趣旨にのっとった法の解釈、適用あるいは実務の運用というのがなされるべきことは委員の御指摘のとおりでございます。

先ほどの裁判官の職権行使の独立との関係もありまして、上級庁であるからといって、個々の裁判に関して何らかの命令とか指示とかそういうことはできないのは委員の御指摘のとおりでございます。

ただ、事務当局といたしましては、これまでも法改正等がありました場合には、その立法の経緯やその趣旨についても周知するように努めてまいりました。

委員の御指摘の民法等の一部を改正する法律、この四月から施行になっておりますが、これについても、法律の内容のみならず、その趣旨についても、国会における審議の会議録の抜粋を書籍に添付する形で周知を図つたり、また研究会等の機会を利用して立法の経緯や趣旨について説明するなど周知を図つてきているところでございます。今後もこういった取組を継続的に行って実務のサポートを行つていきたいというふうに考えているところでございます。

○桜内文城君 幾つか対処の仕方はあると思えます。今おっしゃったように、きっちり一般的な意味で法改正なりについてしっかりと研修を施す、あるいはその周知を図るといふことは是非最高裁判所の事務総局にもやつていただきたいです。また、それとともに、ここから先はやや立法論なので我々立法府の者が考えなくちゃいけないんですけれども、やはり例えば事実認定の在り方とか、今の制度が全然駄目だと言つてもいいんじゃないんですけれども、先ほど申し上げたような、ある種、他の刑事事件を取り下げられてなくなったにもかかわらず、そのことを全く反映しないような事実認定が家庭裁判所でもなされた。こういったことがないようには手続をもうちょっとしっかりと定めていくですとか、それから、実際のこういった事例に際して、裁判官のやはり独立の範囲というものもしっかり限定していく必要があるんじゃないかと

と私は思っています。

なぜかという、一般の民事事件ですね。もちろん地方裁判所は一人で、裁判長一人で行うわけですけれども、こういった家庭内に入っていくという、やはり担当の裁判官個人の意向と、いか家庭に対する思いとか、世間一般と懸け離れている場合があるので、今の一人制というのを家庭裁判所に関しては合議制にするとか、いろんなやり方はあるかと思えます。

もちろん、今申し上げたのは手続面あるいは裁判所の構成をどうするかということなので、これは立法論になりますので我々自身が考えなくちゃいけないんですけれども、そういった工夫も凝らしていく必要があるかなというふうに思っております。

特に家庭裁判所ですね。家事事件というのは、結構そういった意味で、非訟事件ということもあつてかやや軽視、通常の民事事件に比べて軽視されている節もなくなっていますけれども、でも、各個人、人間一人一人考えてみますと、民事事件というのは結局はお金で解決するものが多いと思っております。でも、家事事件の場合は、まさに人生の大変大きなお金に代えられないものについて裁判官が判断していく。より重い判断がなされていくわけですよ。その当事者にとつては、そういった意味で、今のよう、ちよつと言ひ方は悪いんですけども、裁判官の独立が独善に陥らないような仕組みづくりを今後やはり検討していく必要があると思っております。最後、大臣に、今後の検討の方向性等についてお尋ねいたします。

○国務大臣(滝実君) 大変難しい問題を承りました。基本的には、先般、非訟事件法の改正であるとか、そんなことで議論をしたわけでございますけれども、今、今問題はそのときの議論ではないテーマであつたかと思えます。いずれにいたしましても、御意見は承りましたので、その辺のところをよくよく意識した上で今後の課題とさせていただきます。

○桜内文城君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は、全面的国選付添人制度の実現を求めて質問をいたします。

少年事件での少年審判は、刑事事件とは違ひま果たすことが基本になっております。一方、少年法十条では、少年及び保護者による付添人の選任を認めておりますが、この理由はどのようなことでしょうか。まず大臣、お願いします。

○国務大臣(滝実君) 基本的に少年の保護手続というのは、少年の健全な育成を目指す、これには異論がないわけでございます。そのために、少年の言わば意思を尊重して適正な審判を行えるような付添人を付けると、これが少年法の基本的な物の考え方だろうと思っております。

○井上哲士君 適正な審判のためということがありますが、ですから大半は弁護士付添人ということになっております。

最高裁、来ていただいておりますが、この弁護士付添人の活動の内容や、その意義について、どのようにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(豊澤佳弘君) お答えを申し上げます。

少年審判は、職権主義的審問構造の下に、裁判官が非行事実を認定し、家庭裁判所調査官が非行の原因や少年の問題点等について行動科学の知見を生かして調査分析し、少年や保護者に対して、その結果明らかとなつた問題点に応じた働きかけや環境調整を行い、その上で、最終的に裁判官がその少年にとつて最もふさわしい処遇の選択を行うと、こういうことを目的とした手続でございます。

そのような手続の中で、弁護士付添人は審判手続の協力者として、まず非行事実の認定に関しまして、少年の言い分を法律的に整理して裁判官に伝える活動を行っておりますし、また、家庭裁判所調査官の調査分析によつて明らかになつた少年や保護者の問題点に応じた働きかけや環境調整の